

特定非営利活動法人日本防災士機構
役員報酬規程

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「本機構」という）定款第18条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち本機構を従たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本機構は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には（別表第1）「常勤役員報酬表」に基づき役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に賞与を支給することができる。
- 4 非常勤役員には（別表第2）「非常勤役員の報酬」に基づき役員報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 本機構の常勤役員の報酬月額、（別表第1）「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が総務理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、（別表第2）「非常勤役員の報酬」のとおりとする。
- 3 常勤役員に支給する賞与は、（別表第3）「常勤理事賞与の上限」に定める額を年間の上限とし、その範囲内で理事長が支給額を定めるものとする。

(報酬等の増額)

第5条 前条第1項に定める常勤役員の報酬月額は、（別表第1）「常勤役員報酬表」に基づき、就任期間2年経過ごとに1号ずつ昇格していくものとする。ただし、本機構の業績

が低下した場合やその他やむを得ない場合には、昇格しないことや降格することもあり得る。

(報酬の支給)

第6条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「職員給与規程」という。)に準ずるものとする。

(費用)

第7条 本機構は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずるものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が総務理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(別表第1)「常勤役員報酬表」

	月額
第1号	100,000
第2号	200,000
第3号	300,000
第4号	400,000
第5号	500,000

	月額
第6号	550,000
第7号	600,000
第8号	650,000
第9号	700,000
第10号	750,000

(別表第2)「非常勤役員の報酬」

区分	報酬額
総務理事	月額 30,000 円
監事	年額 50,000 円
上記以外の非常勤役員	理事会出席の都度 1日あたり 10,000 円 (税別)

(別表第3)「常勤役員賞与の上限」

当該役員の報酬月額 × 4.0

特定非営利活動法人日本防災士機構

職員給与規程

(※就業規則に基づく)

日本防災士機構 就業規則

日本防災士機構（以下「機構」という。）は、機構と職員が一体となって優れて公益的な防災士の養成事業に取り組むための業務処理能力の基盤の整備と職員の福祉向上を図るため、機構就業規則（以下「規則」という。）を制定する。

この規則に定めのない事項は、労働基準法、労働契約法その他育児休業、介護休業、母性健康管理等労働者の保護・福祉に関する法令の定めるところによる。

第1章 総 則

（適用及び服務）

- 第1条 ①この規則は、機構が雇用する正規の職員に適用する。
- ②職員は、機構の目的の達成のため、事務総長はじめ上司の指示に従い職場の秩序の維持に努めるなど、適切にその職務を遂行しなければならない。
- ③機構は、労働条件の改善その他職員の福祉の向上に努めるものとする。

（新規採用職員）

- 第2条 ①新規採用の職員については、採用の日から3ヶ月間は試用期間とする。
- ただし、機構は状況により、試用期間の短縮または試用期間を設けない場合がある。
- ②採用された職員は、次の各号に定める書類を機構に提出しなければならない。
- なお、機構は状況により提出書類の一部を省略する場合がある。
- （1）入職誓約書（身元保証人連署のもの）
 - （2）住民票又は住民票記載事項証明書
 - （3）通勤交通費支給申請書
 - （4）年金手帳（年金等加入履歴のある者について）
 - （5）雇用保険被保険者証（雇用保険加入履歴のある者について）
 - （6）給与所得の扶養控除等申告書（所得税額表甲欄の適用者について）
 - （7）給与所得の源泉徴収票（当該年内中途就職者について）
 - （8）その他機構が必要と認める書類
- ③賃金、業務、労働時間、休日等の労働条件については、この規則を明示するとともに労働条件通知書を交付する。
- ④試用期間は、勤続年数に通算するものとする。
- ⑤職員は、身上に関し、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに機構に届け出なければならない。届出に当たっては、必要に応じて機構が指定する書類を添付し

なければならない。

なお、機構は状況により、提出書類の一部を省略する場合がある。

- (1) 本人の結婚、離婚等
- (2) 本人及び同居家族等の住居地、連絡先等に変更が生じたとき
- (3) 同居家族等に出生、死亡、障害等が生じた場合
- (4) 身元保証人に変更が生じた場合
- (5) 通勤の手段、経路に変更が生じた場合
- (6) 扶養親族等に増減、異動等が生じた場合

(職務の変更)

第3条 機構は、業務に必要な場合は職務の変更を行う。この場合、職員は合理的な理由がなければ拒むことはできない。

第2章 労働時間、休憩、休日等

(労働時間)

第4条 ①所定労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週40時間とする。

(始業、終業、休憩時間)

第5条 始業、終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。但し、業務の都合によっては繰り上げ繰り下げをすることがある。

始業 午前8時30分

終業 午後5時30分

休憩 正午から午後1時まで1時間

(休日)

第6条 ①休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日
- (4) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

②機構の業務の特殊性から、休日を他の日に振替えることがある。この場合、振替える日をあらかじめ個々の職員に明示するものとする。

(年次有給休暇)

第7条 ①各年次ごとに所定労働日の8割以上勤務した職員に対し、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	6ヶ月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(特別休暇)

第8条 職員の慶弔に当たり、次のとおり特別の休暇を与える。この休暇は有給とする。

- (1) 本人の結婚 5日
- (2) 本人の配偶者又は子が死亡したとき 5日
- (3) 本人の父母が死亡したとき 5日
- (4) 本人の配偶者の出産 3日
- (5) 配偶者の父母が死亡したとき 3日

(休職)

第9条 ①職員の業務によらない傷病による欠勤が1ヶ月を超えたときは、休職とする。

②休職の期間は6ヶ月とする。その間無給とする。なお、この期間に休職事由が消滅したときは復職できるものとする。

③前項の休職期間が満了し、なお、休職事由が消滅しないときは、退職とする。

④休職期間中は、社会保険等の適用を継続できるものとする。この場合の保険料負担は、事業主負担分は機構が、個人負担分は本人が負担するものとする。

第3章 定年、退職等

(定年)

第10条 ①職員は、満65才の誕生日の属する月の末日をもって、定年退職する。

②定年退職した者については、本人が希望し、かつ、機構が同意した場合は、再雇用することができるものとする。

③再雇用は、1年ごとの契約とし、その都度勤務条件について協議するものとする。

④任意に退職しようとする職員は、30日前までにその旨を申し出るよう努めるものとする。

(解雇、懲戒)

第11条 ①職員が次の各号のいずれかに該当するときは、機構はその情状に応じて解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく低下し、職員としての責務を果たすことができなくなったとき
- (2) 正当な理由なく無断欠勤を繰り返し出勤の督促に応じないとき
- (3) みだりに遅刻、早退、私用外出を繰り返し注意を受けても改めないとき

- (4) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等機構内部の秩序又は風紀を乱したとき
- (5) 著しく機構の名誉又は信用を傷つけたとき
- ②前項の解雇に当たっては、労働基準法及び労働契約法の定めるところを尊重するものとする。
- ③第1項各号の規定に抵触する場合であって、その事案の内容を比較的軽微と認めるときは、訓戒、減給、出勤停止、昇給停止、降格等の懲戒処分を行う。
- ④第1項各号によらない機構の都合による解雇の場合は、30日前に本人に予告するかまたは平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支給して行う。

第4章 給与

(給与)

- 第12条 ①給与は、基本給、手当とし、基本給は、本人の経歴、年齢、経験、面接の結果等を総合的に勘案して、個別に定める。なお、昇給は勤務成績その他人事考課等により、毎年4月1日をもって、基本給について行う。但し、機構の財務状況によっては昇給を行わないことがある。
- ②給与の計算は、毎月1日から月末までとし、翌月10日に全額を本人に支払う。
- ③前項の規定にかかわらず、職員本人の同意がある場合は、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。
- ④諸手当としては、次のとおりとする。
- (1) 役付手当
 - (2) 通勤手当
- ⑤次の各号に掲げるものを給与から控除することができる。
- (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の本人負担分
 - (4) 雇用保険の保険料の本人負担分
- ⑥業務にかかる残業、出張について、職員は、あらかじめ別に定める「稟議書式」をもって事務総長の許可を得るものとする。
- ⑦割増賃金は、次のとおり計算して支給する。
- (1) 時間外労働割増賃金
基本給＋役付手当/1ヶ月平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間数
 - (2) 休日労働割増賃金
基本給＋役付手当/1ヶ月平均所定労働時間×1.35×休日労働時間数
- ⑧機構は、機構の業績、財務状況等を勘案して、原則として年2回賞与を支給する。
- ⑨やむを得ない遅刻、早退について、事前又は事後に速やかに届け出、機構の了承を得た場合は、給与の減額は行わない。

第5章 健康管理

(健康診断)

第13条 機構は、職員に対して、毎年健康診断を受診させることとする。

第6章 表彰

(表彰)

第14条 機構は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは表彰する。

- (1) 業務上有益と認められる創意工夫等を行い、業務の発展に貢献したとき
- (2) 永年にわたり誠実に勤務し、他の模範となるとき
- (3) 前2号に準ずる善行、功労のあったとき

第7章 規則の改定

(規則の改定)

- 第15条 ①機構は、この規則の条文変更、追加、削除等の改定を行う場合は、
職員の意見を聴取し、職員の過半数を代表する者の意見書を添付して、
監督署に届け出るものとする。
- ②職員は、この規則の条文変更、追加、削除等の改定の必要ありと希望する場合は、
機構に申し出ることができる。

付 則

この規則は、平成22年11月1日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 日本防災士機構	事業年度	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	275,000 円
受取寄附金	3,897,500 円
防災士資格取得試験収益	64,122,000 円
防災士認証収益	116,375,000 円
研修機関認証収益	3,200,000 円
教本頒布収益	76,268,000 円
徽章頒布収益	2,742,300 円
受取利息	15,831 円
雑収益	382,292 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	267,277,923 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当無し	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当無し

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2018.10.18			防災シンポジウム開催助成金	450,000 円
2019.3.26			地区防災計画推進会議費助成金	1,223,890 円
2018.6.29			防災・減災公開講座(広島) 諸費用	754,886 円
2018.6.4			防災・減災公開講座(東京) 諸費用	351,572 円
				円
				円
・				円
・				円
・				円
・				円
合 計				2,780,348 円

7 海外への送金等に関する事項 (その金額が200万円以下の場合に限る。) [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
・	該当なし	円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

元書兼収受日 令和 7 年 6 月 28 日
 差替書兼収受日 令和 7 年 8 月 3 日

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本防災士機構	チェック欄
-----	-------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	30年4月1日～31年3月31日	35人	0人	0%	3人	8.5%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

役員の内訳

(フリガナ) 氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任 年月日	
スズキ マサアキ 鈴木 正明		理事 理事長		○							就任 平成26年6月24日 退任 平成30年6月22日
タカダ ヒサシ 高田 恒		理事 理事長		○							就任 平成30年6月22日
タマダ トヨノリ 玉田 豊徳 (玉田 三郎)		理事 専務理事		○							就任 平成14年7月24日
コミヤ タキジ 小宮多喜次		理事 総務理事		○							就任 平成15年4月25日
ヨシイ カズヤ 吉井 一弥		理事 総務理事		○							就任 平成18年4月1日
ワタナベ シンジ 渡邊 伸司		理事 総務理事		○							就任 平成29年6月23日
タカイ ヤスユキ 高井 康行		理事		○							就任 平成28年6月23日
タケウチ ヒサコ 竹内 久子		理事		○							就任 平成28年6月23日
アベ タカツグ 阿部 孝次		理事		○							就任 平成30年6月22日
イシガキ トシユキ 石垣 俊幸		理事		○							就任 平成30年6月22日
イトウ カズアキ 伊藤 和明		理事		○							就任 平成27年6月23日
イノ モリオ 井野 盛夫		理事		○							就任 平成15年4月25日
ウラノ オサム 浦野 修		理事		○							就任 平成16年1月5日
ウルシハラ ハジメ 漆原 肇		理事		○							就任 平成29年6月23日 退任 平成30年6月22日
エガワ ナオト 江川 直人		理事		○							就任 平成28年6月23日
オザキ サチオ 尾崎 幸朗		理事		○							就任 平成29年6月23日
カマタ クミコ 鎌田 久美子		理事		○							就任 平成30年6月22日
カンナカ シゲオ 甘中 繁雄		理事		○							就任 平成24年6月26日
キタムラ アキヨシ 北村 明義		理事		○							就任 平成29年6月23日
キトウ ヘイゾウ 鬼頭 平三		理事		○							就任 平成22年6月14日 退任 平成30年6月22日
クロサワ マサカズ 黒澤 正和		理事		○							就任 平成26年6月24日
サカマキ カズヤ 酒巻 和也		理事		○							就任 平成28年6月23日 退任 平成30年6月22日
サコ エイジ 迫 英二		理事		○							就任 平成30年6月22日
シカタ トシユキ 志方 俊之		理事		○							就任 平成16年1月5日
シマダ ヒロユキ 嶋田 裕之		理事		○							就任 平成24年6月26日
スガワラ ヒデキ 菅原 英喜		理事		○							就任 平成28年6月23日 退任 平成30年6月22日
スギホ トシマサ 杉保 聡正		理事		○							就任 平成29年6月23日 退任 平成30年6月22日

財務諸表等に関する検証作業報告書

2019年4月28日

特定非営利活動法人日本防災士機構
理事長 高田 恒 様

公認会計士

公認会計士

私は、特定非営利活動法人日本防災士機構の2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表等、すなわち活動計算書、貸借対照表及び財産目録について検証作業を行いました。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立した立場から財務諸表等に対する検証作業を行うことにあります。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して検証作業を実施いたしました。

検証作業の結果、これら財務諸表等に記載されている事項につきましては、NPO法人会計基準(2010年7月20日公表、2011年11月20日一部改正)に照らし、特に修正すべき事項は検出されませんでした。なお、この検証作業は限定された期間の中で行った分析的手続及び特定非営利活動法人日本防災士機構の経理担当者への質問に限定されております。したがって、本報告書はこれらの財務諸表等に対し監査意見を表明するものではないことを念のため申し添えておきます。

特定非営利活動法人日本防災士機構と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

以上

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本防災士機構		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	Excelによるルーズリーフ	毎日(取引発生都度)作成	7年
総勘定元帳	会計王NPO法人スタイルによるルーズリーフ	毎日(取引発生都度)作成	7年
補助元帳	会計王NPO法人スタイルによるルーズリーフ	毎日(取引発生都度)作成	7年
仕訳日記帳	会計王NPO法人スタイルによるルーズリーフ	毎日(取引発生都度)作成	7年
給与台帳	Excelによるルーズリーフ	給与・賞与支払い時にデータ更新	7年
固定資産台帳	Excelによるルーズリーフ	異動(取得・減少等)時にデータ更新	7年

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 日本防災士機構	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 日本防災士機構
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄 ✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
⑧ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本防災士機構	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <small>(注2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ